

監査結果報告書

令和4年度（2022年度）No.1

定期監査（上期）

旭川市監査委員

旭監第22号
令和4年6月8日

旭川市長	今津寛介様
旭川市議会議長	中川明雄様
旭川市農業委員会会長	鈴木剛様
旭川市選挙管理委員会委員長	白井暢明様

旭川市監査委員	大鷹明
旭川市監査委員	坪沼一成
旭川市監査委員	上村有史
旭川市監査委員	高花詠子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	1
3	監査の実施内容	2
(1)	実施期間	2
(2)	実施方法	2
4	監査の結果	2

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 支出に関する事務のうち、負担金、補助及び交付金に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	負担金、補助及び交付金に関する事務	対象期間
防 災 安 全 部	○	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 2 月 28 日
上 下 水 道 部	○	
市立旭川病院事務局	○	
議 会 事 務 局	○ ※	
農 業 委 員 会 事 務 局	○	
選挙管理委員会事務局	○	

※ 政務活動費を除く。

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 負担金、補助及び交付金に関する事務

- ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- イ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ウ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- エ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- オ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。

- カ 補助金等の条件の履行状況，対象事業の内容，対象経費，用途の適正性及び効果等について，実績報告書等により確認が行われているか。
- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 予算目的に反する支出はないか。
- ケ 支出の特例による支払方法（資金前渡，概算払，前金払等）及び精算等の手続は，法令等に定めるところにより適時，適正に行われているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年4月1日から令和4年5月19日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め，当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて，監査の着眼点を踏まえ，試査による関係書類の照合，関係職員への質問等，必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり，一部の部局において不備不適事項が見受けられた。今後の事務執行に当たっては，指摘等を受けたことを十分踏まえ，それぞれ必要な措置を講じ，事務処理に万全を期されたい。

防 災 安 全 部

特に指摘事項なし。

上 下 水 道 部

特に指摘事項なし。

市立旭川病院事務局

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 研修医採用希望者等に対する宿泊費助成において、申請額を申請者に記載させていないことや、交付決定を書面によらず口頭で通知していることなど、旭川市補助金交付基準に準拠した取扱いがなされていないことから、同基準との整合性を図るよう助成に関する内規の見直しを検討されたい。(教育研修課)

議 会 事 務 局

特に指摘事項なし。

農 業 委 員 会 事 務 局

特に指摘事項なし。

選挙管理委員会事務局

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 旭川市長選挙及び旭川市議会議員補欠選挙における選挙運動の公費負担に関する届出書及び申請書について、変更届出書を除き受付印の押印が全て漏れていたことから、公費負担事務の透明性を確保する上からも、受付印の押印を徹底されたい。